平成２７年（フ）第２３９３号
大阪市平野区平野東１丁目１番16号
破産者　株式会社日之出運送店
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３４０号
大阪市此花区高見１丁目８番17号
破産者　株式会社ピンクムーン
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３５号
大阪府交野市幾野１丁目４番７号
破産者　有限会社久保造園
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６６号
大阪府東大阪市新上小阪22番24号
破産者　トミオ株式会社
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４７号
茨城県古河市小堤2014番地５
破産者　有限会社菊地工業所
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９号
北海道札幌市白石区菊水八条４丁目１番１号
破産者　株式会社久住商店
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第２３２号
東京都西多摩郡奥多摩町白丸263番地グリーンウッド奥多摩
破産者　岡本　　修
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６４６号
横浜市南区高根町３丁目17番地
破産者　横浜ファスナー販売株式会社
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
新潟県新潟市北区長場1385番地
破産者　有限会社鈴木鋲金車輛販売
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３５号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字清水９番地１、商業登記簿上の本店所在地愛知県額田郡幸田町大字深溝字小山46番地２
破産者　株式会社ヤシマ
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
愛知県岡崎市大西町字仁田７番地３　シャトー岡崎Ｉ番館　602、開始決定時の住所愛知県岡崎市大西町仁田７－３　シャトー岡崎１番館602号
破産者　本田　浩久
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
愛知県西尾市市子町白山西64番地
破産者　株式会社フラワーアシスト
1　決定年月日　平成28年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２２７号
福岡市早良区有田７丁目20番３号
破産者　國廣　里美（旧姓松田）
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８５４号
福岡県久留米市城島町上青木276番地５
破産者　金子　優海
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２１号
福岡県朝倉市堤1586番地10
破産者　松尾　弘樹
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３６４号
熊本県八代市松江町358番地24、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区平尾５丁目19番８－102号
破産者　小城　健司
1　決定年月日　平成28年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６１号
福岡県糸島市高田５丁目７番12－503号
破産者　木下　寛明
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９９号
福岡市城南区別府１丁目５番６－102号
破産者　松本　史織
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５２７号
福岡市西区今宿青木1019番地８
破産者　倉光　正弘
1　決定年月日　平成28年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５２８号
福岡市南区長丘２丁目３番12－402号、旧住所福岡市南区長丘２丁目５番８－201号
破産者　広嶋　陽一
1　決定年月日　平成28年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３７号
福岡市東区八田２丁目26番１－201号
破産者　奥島　　雅
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部